茨城県植物園等整備・管理運営事業基本契約書(案) (※事業者名の記載数は想定であり、数を固定するものではありません)

茨城県植物園等整備・管理運営事業(以下「本件事業」という。)に関して、発注者 茨城県(以下「甲」という。)と、受注者 【名 称】(代表企業〇〇(以下「代表企業」という。)、〇〇、〇〇及び〇〇ら(以下「構成企業」という。)で構成されるグループ)(以下、「乙」といいい、代表企業及び構成企業を包括して「構成員」という。)とは、以下のとおり合意し、茨城県植物園等整備・管理運営事業基本契約(以下「本基本契約」という。)を締結する。

なお、本基本契約において使用する用語は、本基本契約に特段の規定がある場合又は文脈 上別異に解すべき場合を除き、茨城県植物園等整備・管理運営事業募集要項(以下「募集要 項」という。)において定義されたところによる。

本基本契約の対象となる事業の表示

- 1 事業名 茨城県植物園等整備・管理運営事業
- 2 事業場所 茨城県植物園等(那珂市 戸 地内)
- 3 事業期間
 - (1) 建設コンサルタント業務・建設工事期間:本契約成立日~令和7年3月31日
 - (2) 指定管理業務:茨城県議会の議決により指定する期間

本件事業について、本基本契約の当事者は、各々対等な立場における合意に基づいて、 茨城県財務規則(昭和 44 年茨城県規則第 12 号。その後の改正を含む。)及び以下に定め る契約条項によって、公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものと する。

なお、本基本契約は仮契約であって、本件事業に係る建設工事請負契約の締結について、茨城県議会の議決を得た日に本契約として成立することを確認する。

ただし、本件事業に係る工事請負契約の締結について茨城県議会の議決を得られなかった場合は、この仮契約を無効とし、その場合において甲は一切の責任を負わない。

本基本契約の証として、本書の原本〇通を作成し、甲及び乙が各自記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和6年○月○日

発注者 茨城県水戸市笠原町 9 7 8 番 6 茨城県知事 大井川 和彦

受注者 (特別目的会社)

「所在地〕

(代表企業)

「所在地〕

[商号又は名称]

「代表者氏名〕

(構成企業)

「所在地〕

「商号又は名称]

「代表者氏名〕

甲は、茨城県植物園等(以下「本件施設」という。)の設計・建設及び維持管理・運営について、民間事業者のノウハウの活用により、効率的かつ効果的に実施することを目的として、本件事業について、令和6年〇月〇日に募集要項の公表を行った。

甲は、募集要項等に従い、提案書その他の関連書類を審査した事業者選定委員会による審査の結果を踏まえ、【グループ名(SPC等)】を優先交渉権者として決定した。

【 グループ名 (SPC 等) 】は、発注者との間で、本件事業に関し、令和〇年〇月〇日付けで茨城県植物園等整備・管理運営事業 基本協定書(以下「基本協定」という。)を締結した。

【 グループ名(SPC 等) 】は、基本協定第○条の規定に基づき、特別目的会社を設立した。

甲及び乙は、上記の経緯のもと、基本協定第○条第○項の規定に従い、本件事業の全般にわたる事項及び本件事業に係る当事者間の基本的事項について合意するために、本基本契約を締結するものである。

また、甲及び乙は、本基本契約及び本基本契約と同日付けで締結される甲と構成企業 【設計企業名】(以下「設計企業」という。)並びに構成企業【工事監理企業名】(以下「工事監理企業」という。)との間の茨城県植物園等整備・管理運営事業建設コンサルタント業務委託契約書(以下「建設コンサルタント業務委託契約」という。)、構成企業【建設企業名】、【建設企業名】及び【建設企業名】(以下「建設企業」という。)で組成する【建設工事共企業体名】との間の茨城県植物園等整備・管理運営事業建設工事請負契約書(以下「建設工事請負契約」という。)が、不可分一体なものであることを確認する。

その他、甲と乙または構成企業(【管理運営企業名】(以下「管理運営企業」))が地方 自治法(昭和22年法律第67号 その後の改正を含む。)第244条の2第3項の規定に基 づく指定管理の指定にあたる優先交渉権者であることを認め、実施設計の完了による管 理運営業務の再審査を経て、同条第6項の規定に基づき茨城県議会に対し指定管理者指 定の議案を上程し、議決を得た場合は指定管理者基本協定を締結することを確認する(以 下、基本契約、建設コンサルタント業務委託契約、建設工事請負契約、指定管理者基本協 定を包括して「特定事業契約」という。)。

(目的)

第1条 本基本契約は、甲及び乙が相互に協力し、本件事業を円滑に実施するために必要な 基本的事項を定めることを目的とする。

(公共性及び事業の趣旨の尊重)

- 第2条 乙は、本件事業が公共性を有することを十分理解し、本件事業の実施に当たっては、 その趣旨を尊重するものとする。
- 2 甲は、本件事業が事業者によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(募集要項等の優先順位)

第3条 本基本契約、建設コンサルタント業務委託契約、建設工事請負契約、指定管理者基本協定、募集要項等(質問回答書(募集要項等に関する質問書への回答の結果を総称していう。以下同じ。)、募集要項に従い今和〇年〇月〇日付けで甲に提出した提案書(その後の変更を含み、以下「提案書」という。)の間に齟齬がある場合、本基本契約、建設コンサルタント業務委託契約及び建設工事請負契約、指定管理者基本協定、質問回答書、要求水準書、募集要項、提案書の順にその解釈が優先するものとする。ただし、甲と乙が協議の上、いずれかの記載内容を優先すると判断した場合はこの限りではない。

- 2 【 グループ名(基本協定の乙) 】が本件事業の募集要項に基づき提出した提案書に記載された内容は、乙に履行義務があるものとする。ただし、甲の判断により履行義務としない場合がある。
- 3 乙は、事業者選定委員会が選定事業者の提案書に対して示した要望、指摘等を実現するよう努めるものとする。

(本件事業の期間)

第4条 本件事業で整備する公共施設の開業が延期された場合の事業期間の延長について は、甲及び乙の協議によって決定する。

(構成員の役割分担)

- 第5条 本件事業の遂行について、構成員は、それぞれ、次の各号に掲げる役割及び業務実 施責任を負うものとし、その責任の範囲内にて本件事業を実施するものとする。
- (1)本件施設の設計・施工監理に関する一切の業務(以下「建設コンサルタント業務」という。)は建設コンサルタント企業がこれを請け負う。
- (2)本件施設の建設に関する一切の業務(以下「建設業務」という。)は建設企業がこれを請け負う。

(建設コンサルタント業務の内容)

第6条 設計業務、施工監理業務の概要は、要求水準書及び提案書類に定めるとおりとする。

(建設工事の内容)

第7条 建設業務の概要は、要求水準書及び提案書類に定めるとおりとする。

(維持管理・運営業務の内容)

第8条 維持管理業務、運営業務の概要は、要求水準書及び提案書類に定めるとおりとする。

(特定建設工事共同企業体の組成) ※IV を結成する場合

- 第9条 建設企業は、建設業務を請け負うに当たり、建設企業を構成する複数の企業からなる特定建設工事共同企業体(以下「建設共同企業体」という。)を組成する。
- 2 建設企業は、建設共同企業体の組成及び運営に関し建設共同企業体協定書を締結の上、その原本証明付写しを甲に提出するものとする。
- 3 建設企業は、前項に規定する建設共同企業体協定書に変更があったときは、その都度遅滞なく、変更後の建設共同企業体協定書の原本証明付写しその他変更内容を証する書面を併せて甲に提出するものとする。

(特定事業契約)

- 第10条 甲及び設計・工事監理企業は、設計業務及び工事監理業務に関し、建設コンサルタント業務委託契約を本基本契約の締結日付けで締結する。
- 2 甲及び建設企業は、建設業務に関し、建設工事請負契約を本基本契約の締結日付けで締結する。
- 3 甲及び管理運営企業は、甲が地方自治法(昭和22年法律第67号。その後の改正を含む。) 第244条の2第6項の規定に基づく指定管理の指定にあたる議会の議決並びに、地方自 治法第214条の規定に基づく債務負担行為に係る議会の議決を得た場合、甲及び乙が別 途合意した期日までに、指定管理者基本協定を締結させるものとする。
- 4 前3項の規定に関わらず、本基本契約の本契約成立以降に、本件事業に関し、構成員のいずれかが募集要項において定められた参加資格を欠くこととなった場合又は次の各号

のいずれかに該当する場合は、甲は、乙に書面で通知することにより、未締結の特定事業 契約に関し、契約を締結せず、若しくは本契約として成立させないことができ、又は締結 済みの特定事業契約を解除することができる。

このうち、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当する場合において、乙は、発注者の請求があった場合には、【本件事業の契約金額(税抜)を記載】並びにこれに係る消費税及び地方消費税の合計額の10分の1に相当する金額の違約金を甲に支払う義務を連帯して負うものとする。なお、当該違約金の定めは、損害賠償額の予定ではなく、債務不履行により発注者が被った損害のうち、当該違約金により填補されないものがあるときは、その部分について甲が構成員に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。この場合、かかる構成員の損害賠償債務も連帯債務となるものとする。

- (1) 構成員が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。 その後の改正を含む。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は構成員 が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、 公正取引委員会が構成員に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3に おいて準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」とい う。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条 第2項の規定により取り消された場合を含む。以下本項において同じ。)
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が構成員又は構成員が構成事業者である事業団体(以下本項において「構成員等」という。)に対して行われたときは、構成員等に対する命令で確定したものをいい、構成員等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において、「納付命令又は排除措置命令」という。)において、本件事業の優先交渉事業者選定手続に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3)納付命令又は排除措置命令により、構成員等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の 規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分 野が示された場合において、本件事業の優先交渉事業者選定手続が、当該期間(これらの 命令に係る事件について、公正取引委員会が選定事業者に対し納付命令を行い、これが確 定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実 行期間を除く。)に行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 構成員(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治 40 年法律第 45 号。その後の改正を含む。)第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条 第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 他の特定事業契約が構成員のうち当該特定事業契約の当事者となる者の責めに帰す べき事由により解除されたとき。
- 5 第1項から第4項までの規定にかかわらず、本基本契約の本契約成立以降に、構成員の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当する場合、甲は、乙に書面により通知することにより、未締結の特定事業契約に関し、契約を締結せず、若しくは本契約として成立させないことができ、又は締結済みの特定事業契約を解除することができる。この場合において、乙は、甲の請求に基づき、【本件事業の契約金額(税抜)を記載】並びにこれに係る消費税及び地方消費税の10分の1に相当する金額の違約金を甲に支払う義務を連帯して負担するものとする。なお、当該違約金の定めは、損害賠償額の予定ではなく、債務不履行により甲が被った損害のうち、当該違約金により填補されないものがあるときは、その部分について甲が構成員に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。この場合、かかる構成員の損害賠償債務も連帯債務となるものとする。
- (1) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号。その後の改正を含む。以下「県 条例」という) 第2条第1号から同条第3号に規定する者と認められるとき。

- (2) 県条例第14条並びに15条に違反したと認められるとき。
- (3)暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。
- (4)下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から 第3号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる とき。
- (5)第1号から第3号のいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第4号に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して 当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(再委託等)

第11条 建設コンサルタント業務委託契約、建設工事請負契約、又は指定管理者基本協定 に基づき請け負い又は受託した業務に関し、契約等を締結した構成員は、合理的に必要と 認められる部分につき、建設コンサルタント業務委託契約、建設工事請負契約又は指定管 理者基本協定の定めるところに従って第三者に委託し又は請け負わせることができるも のとする。

(募集要項等の未達に関する責任)

- 第12条 建設工事請負契約第49条の5の規定にかかわらず、同契約第31条第4項の規定による引渡しを受けた日から2年を経過するまでの期間中に本件施設について募集要項等の未達が発生した場合(本件施設が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないこと(以下「契約不適合」という。)を含む。)には、設計企業、建設企業及び工事監理企業は、当該未達状態に関して指定管理者基本協定上負担する維持管理運営業務に関する義務その他の債務について、連帯してこれを負担する。
- 2 設計企業、建設企業及び工事監理企業は、本件施設について前項の未達状態が発生した原因が、本件施設の契約不適合によるのか又は指定管理者基本協定上の義務の不履行によるのか判別できないことを理由として、前項の規定による義務の負担を免れることはできない。
- 3 本件施設について第1項の未達状態が発生した原因が、建設工事完了日の翌日以降に発生した不可抗力(本件施設の契約不適合は含まれない。)又は設計企業、建設企業及び工事監理企業並びに管理運営企業以外の者(ただし、その者の責めに帰すべき事由が、又は建設コンサルタント業務委託契約又は建設工事請負契約若しくは指定管理者基本協定の規定により設計企業、建設事業者若しくは工事監理企業又は管理運営企業の責めに帰すべき事由とみなされる者を除く。)の責めに帰すべき事由によることを、設計企業、建設企業若しくは工事監理企業又は管理運営企業が明らかにした場合には、第1項の規定は適用しない。

(建設共同企業体の解散時に対する措置) ※IV を結成する場合

第13条 建設共同企業体が解散した場合も、建設共同企業体の構成員は、連帯して本基本 契約において建設企業が負うものとされる義務及び責任を負うものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第14条 甲及び乙及び構成員は、相手方の事前の書面による承諾なく、本基本契約上の権利義務について、第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分(これらの予約も含む。)をしてはならない。
- 2 甲は、乙及び構成員が前項の規定に違反して本基本契約上の権利につき譲渡その他の処分をしたときは、直ちに特定事業契約を解除することができる。

(損害賠償)

第15条 本基本契約の各当事者は、本基本契約上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、その損害の一切を賠償しなければならない。この場合において、 構成員のいずれかの債務不履行に起因して発注者に損害を与えた場合には、乙は、甲に対し、連帯してその損害の一切を賠償するものとする。

(有効期間)

- 第16条 本基本契約の有効期間は、建設工事請負契約について茨城県議会の議決を得て本 契約として成立した日を始期とし、事業期間の満了日を終期とする期間とし、当該期間内 において当事者を法的に拘束するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、本基本契約を除く特定事業契約の全てが終了した日をもって 本基本契約は終了するものとする。ただし、本基本契約の終了後も、前二条、第17条及 び第18条の規定は有効に存続し、当事者を法的に拘束し続けるものとする。
- 3 前二項の規定にかかわらず、本基本契約の終了時において既に発生していた義務若しく は責任又は本基本契約の終了前の作為・不作為に基づき本基本契約の終了後に発生した 本基本契約に基づく義務若しくは責任は、本基本契約の終了によっても免除されないも のとする。

(秘密保持)

- 第17条 本基本契約の当事者は、本基本契約又は本件事業に関連して相手方から受領した情報(以下「秘密情報」という。)を秘密として保持するとともに、責任をもって管理し、本基本契約の履行又は本件事業の遂行以外の目的で使用してはならず、本基本契約に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない。
- 2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。
- (1)開示の時に公知である情報
- (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 開示の後に本基本契約の当事者のいずれの責めに帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 開示の後に開示した当事者の責めに帰すべき事由により公知となった情報
- (5) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
- (6)甲及び乙が本基本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により承諾した情報
- 3 第1項の規定にかかわらず、本基本契約の当事者は、次の各号に掲げる場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等へ支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要しない。
- (1)弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2)法令に従い開示が要求される場合
- (3)権限ある官公署の命令に従う場合
- 4 甲は、前各項の規定にかかわらず、本件事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき 情報に関し、法令その他甲の定める諸規定に従って情報公開その他の必要な措置を講じ ることができる。

(個人情報の保護)

- 第18条 乙及びその構成員は、本基本契約の履行に当たり、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号。その後の改正を含む。)及び茨城県個人情報の保護に関する法 律施行条例(平成17年茨城県条例第1号。その後の改正を含む。)の規定に従い、甲が提 供した資料等に記載された個人情報及び当該情報から乙及びその構成員が作成し又は取 得した個人情報(以下「個人情報」という。)の適切な管理のために、次の各号に掲げる事 項を遵守しなければならない。
- (1)個人情報の保管及び管理について、漏洩、毀損、滅失及び改ざんを防止しなければならない
- (2)本基本契約の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は提供してはならない。
- (3)個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。
- (4)甲の指示又は承諾があるときを除き、甲から提供された個人情報が記録された文書等を複写し、又は複製してはならない。
- (5)個人情報の授受は、甲の指定する方法により、甲の指定する職員と乙の指定する者の間で行うものとする。
- (6) 本基本契約の履行が完了したときは直ちに、個人情報が記録された文書等を甲に引き渡さなければならない。ただし、甲が別に方法を指示したときは、当該方法によるものとする。
- (7)本件事業に係る業務に従事する者に対し、当該業務に従事している期間のみならず、従事しないこととなったとき以降においても、知り得た個人情報を他人に知らせ、不当な目的に利用しない等、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。
- (8)個人情報の適正な管理を行うために管理者を置き、甲に報告しなければならない。
- (9)本条各号に違反する事態が生じたとき若しくは生ずる恐れがあることを知ったとき、 又は個人情報の取扱いに関し苦情等があったときは、直ちに甲に報告するとともに、甲 の指示に従うものとする。
- (10) 乙又は構成員の責めに帰すべき事由により、個人情報が漏洩又は破損する等、甲又は第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責任を負うものとする。

(準拠法及び管轄裁判所)

- 第19条 本基本契約は、日本国の法令等に準拠するものとする。
- 2 本基本契約の当事者は、本基本契約に関して生じた当事者間の紛争について、第一審の 専属的合意管轄裁判所を水戸地方裁判所とすることに合意するものとする。

(疑義の決定)

第20条 本基本契約に定めのない事項又は本基本契約について疑義が生じたときは、甲・ 乙協議の上、決定するものとする。

「以下余白]